

令和 4 年 6 月 7 日改正
令和 4 年 7 月 21 日改正

独立行政法人教職員支援機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(第 6 期中期目標)

令和 3 年 3 月 1 日

文 部 科 学 省

目 次

I.	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
II.	中長期目標の期間	2
III.	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1.	<u>学校教育関係職員に対する研修</u>	3
(1)	実施する研修の基本的な内容	
(2)	研修の目標とする成果の指標	
(3)	研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入	
(4)	研修の内容・方法の見直し	
2.	<u>公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言</u>	5
3.	<u>学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</u>	6
(1)	都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助	
(2)	教職大学院等との連携	
4.	<u>学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及</u>	7
5.	<u>免許法認定講習等の認定に関する事務</u>	8
6.	<u>教員資格認定試験の実施に関する事務</u>	8
IV.	業務運営の効率化に関する事項	8
(1)	経費等の縮減・効率化	
(2)	間接業務等の共同実施	
(3)	予算執行及び業務運営の効率化	
V.	財務内容の改善に関する事項	9
(1)	自己収入の確保	
(2)	固定経費の節減	
(3)	財務内容等の透明性の確保	
VI.	その他業務運営に関する重要事項	9
1.	中長期的視野に立った施設・設備等の整備管理の実施	
2.	人事に関する計画	
3.	内部統制の充実・強化	
4.	業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保	

別添1 教職員支援機構に係る政策体系図

別添2 教職員支援機構の使命等と目標との関係

※ 下線を引いた事業を一定の事業等のまとめとする。

独立行政法人 教職員支援機構 第6期中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

機構は、平成29年の教育公務員特例法等の改正により、「養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点」として、独立行政法人教員研修センターから名称変更・組織改編を行い、機能強化を図った。

〈法人の使命〉

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上に寄与することをミッション（独立行政法人教職員支援機構法第3条）とし、国の教育政策上必要とする研修の効果的な実施、各地域での研修の企画・実施をリードする各種研修指導者の養成、各都道府県教育委員会等が定める教員の指標に関する専門的助言、及び教員の資質に関する調査研究等を通じて、国が進める「教師の養成・採用・研修の一体的改革」の実現に寄与する。

業務の遂行に当たっては、次の3つの視点を重視して取り組むものとする。

第一の視点は、教員の養成・採用・研修に携わる関係諸機関をつなぐネットワークの構築である。機構・大学・教育委員会の協働による研修プログラムの開発・相互活用等を通じて、ネットワーク構築の中核拠点となる。

第二の視点は、教員の養成・採用・研修に係る諸制度の改善方策を検討する際に必要となるエビデンスの提供である。教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、機構の各種事業との有機的連携を図りつつ、研修の高度化と体系化の促進を図る調査研究の中核拠点となる。

第三の視点は、教員一人ひとりが、自在に研修できる環境を整備することである。特に、校内におけるOJT研修へのコンテンツの提供は、チーム学校の組織力を高める上で重要な課題である。また、従来の集合・宿泊型の研修に加えて、ICT機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引する中核拠点となる。

〈法人の現状と課題〉

平成29年の機能強化により、従前の研修事業、研修関係指導助言援助事業の2機能に加えて、指標策定者への助言事業、調査研究事業、教員免許更新講習等審査事業、教員資格認定試験実施事業の4機能が付与された。以降、6事業全体の有機的連携を進め

るための体制整備や、教職大学院等との連携・協働の取組を進めるとともに、専門的人材の積極的登用を行い、研修及び調査研究機関としての専門性、人材面の「強み」が飛躍的に向上した。また、研修動画（校内研修シリーズ）は、コロナ禍の中で全国の教育現場で視聴され高い評価を得ている。

一方、コロナ禍に対応する新たな研修フェーズの確立が求められており、施設面において、老朽化対策、研修のICT化のための環境整備に課題がある。

〈政策を取り巻く環境の変化〉

社会が大きく変化する中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教師の資質能力を向上させることが重要である。

「Society5.0」と呼ばれる社会の到来を見据え、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現をめざし、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、その教育を実践できる教師の養成・確保が急務となっている。

令和2年度から本格実施された新しい学習指導要領の実施により、いわゆる「アクティブ・ラーニング」を中心に据えた教育への転換が始まったばかりであり、また、「GIGAスクール構想」の推進により、今後、学校教育のICT環境の整備が進む中で、教師のICT活用指導力を育成する必要がある。

また、学校における働き方改革が進められつつある中、各教育委員会が行う教職員研修についても夏季休業期間中の研修の精選、教職員研修の効果的・効率的な実施、ICTを活用したオンライン研修の実施等を通じての教員研修の質向上と教員負担軽減の両立が喫緊の課題となっている。

更に、今般のコロナ禍の中で教職員研修の在り方そのものが問われており、教職員研修のICT活用や、オンライン研修の一層の充実を進めることを通じ、「集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックス」に向けた検討・実践を早急に進める必要がある。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする閣議決定等に示された政府方針、さらに、機構を取り巻く政策課題、社会情勢等の環境変化を踏まえ、学校教育関係職員の資質向上を図るナショナルセンターとしての政策実施機能を的確に發揮しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を図ることを基本とする。

（別添）政策体系図、使命等と目標との関係

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 学校教育関係職員に対する研修(施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保)

(1) 実施する研修の基本的な内容

機構は、国として実施する責務を有する研修（以下の i～iv）を行うほか、機構が企画する研修を関係機関との協働により実施する。機構は研修の実施について中期計画で定める。

- i 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員、次世代リーダー教員、4～8年経験教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修
- ii 学校経営の観点から教職員の意識・意欲を高め学校の組織基盤の強化を目的とする研修
- iii 各学校や地域における現代的な教育課題に関する研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修
- iv 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

中期計画の策定に当たっては、「Society5.0」と呼ばれる社会への対応、アクティブ・ラーニングの推進、「GIGAスクール構想」の下での教育のICT活用と環境整備、「学校における働き方改革」の推進、今般のコロナ禍の中での新しい教職員研修スタイルの構築などの現下の政策課題及びスケジュールを踏まえ、研修事業の再構築を図るものとする。

上記 i の研修で扱うテーマをマネジメント系の内容に重点化し、教職員の職階・年齢別にシームレスに提供するものに再編する。研修のICT活用を推進し、教職員のICT活用能力の向上を図るとともに、適切な知識・技術の伝達を中心とする座学的研修はオンライン研修への移行を進める一方、集合・宿泊型研修は教師自身が自ら課題を見つけ解決方法を考える内容を中心に据えて実施するものとする。

また、集合・宿泊型研修とオンライン研修の両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方を検討し、確立する。

毎事業年度において実施する研修の内容、受講対象、日数、標準定員等は、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえ、不斷の見直しを行うこととし、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

なお、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、女性教員の研修参加促進を進めることにより、女性管理職の育成に寄与する。

(2) 研修の目標とする成果の指標

研修全般の目標とする成果の指標については、以下の①、②のとおり、研修機能の強

化を図ることを最重要指標とする。

- ① 調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図る。
- ② I C T 活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立する。

各研修の目標とする成果指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。

上記（1）i の研修の成果指標は、以下の①～③とする。

- ① 研修は、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスを基本に標準定員を設定して実施するほか、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする（前中期目標期間の参加率実績（平均値）：109.8%）。
- ② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る（前中期目標期間の有意義率（大変有意義率）実績（平均値）：99.5%（88.9%））。
- ③ 学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る（前中期目標期間の成果活用率実績（平均値）：98.9%）。

また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、隨時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等）への活用状況について、85%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。（前中期目標期間の校内研修活用率実績（平均値）：91.9%）。

上記（1）ii、iii の研修は原則オンライン研修で実施することとし、研修効果の最大化を図る観点から研修と調査研究を連携・往還させながら、集合・宿泊型研修の要素を組み込んだ最適な組合せを3年間（令和5年度まで）で検討し、確立する。そのため、上記（1）ii、iii の研修の定量的な成果指標については中期計画において定める。

（3）研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

研修の実施に当たっては、個々の研修内容等について、国の教育政策の方向性や地方自治体等の研修ニーズ等を適切に把握し、効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行うほか、オンライン研修の活用や関係機関及び大学等との連携及び教員研修に関する調査研究等を行い、より一層の研修内容の高度化を図

るとともに、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れ、研修効果を高めるため、最適な人数による班構成（ユニット）を基本に研修を行う。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。

（4）研修の内容・方法の見直し

研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、毎事業年度の評価結果等について不斷に検証し、必要な場合には、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

なお、研修の見直しの必要性を判定するための基準等については中期計画において定める。

【重要度：高】

新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるよう、研修事業の再構築を図るとともに、校内研修等の活性化を促進していくことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。

【困難度：高】

調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図ること並びにICT活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立することは、新たな研修の仕組みを構築する取組であるため。

2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言（施策目標1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

本事業は、平成29年4月の機能強化以降、本法人が有する知見や全国的なネットワーク等を活用した専門的な助言や好事例の収集、指標データベースの作成等により、各任命権者が抱える指標と研修に関する課題の解決をリードする拠点としての役割を果たしている。

各任命権者による指標及び研修計画の改善等に対して、引き続き必要な専門的助言を行い、積極的に支援していくものとする。

特に、「GIGAスクール構想」の推進により、学校教育におけるICT環境の整備が進められる中で、教員に必要となる資質能力としてICT活用能力や情報セキュリティ能力の一層の向上が求められていること等に留意する。

【重要度：高】

指標は、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を明示化するものであり、教員の研修計画の改善充実を図る上で重要であることから、機構が有する知見やネットワーク等を活用した専門的な助言等を行うことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。

3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助（施策目標1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、情報発信を強化するとともに、学校教育関係職員の研修の充実に係る指導、助言及び援助を行う。

（1）都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助

都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及び援助を行う。

① 教員等への指導、助言

オンライン講座の一層の充実、情報交換機会の提供を行うほか、教員の資質向上に関する情報発信を行う。

また、学校現場における優れた実践事例の表彰を行い、その取組を普及し、教職の魅力を発信する。

② 教育委員会等への指導、助言及び援助

・教職員研修の将来像の提案

機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引していく。

・教育委員会等の研修への指導、助言及び援助

教育委員会等の研修企画・立案担当者を対象とする会議を開催する。

また、地方公共団体単独での実施が困難な研修等については、地方公共団体からの要請を受けて援助を行う。

（2）教職大学院等との連携

教職大学院等の大学等とのネットワークを構築し、機構の全国的な教員研修・支援のハブ機能の整備・充実を図る。また、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流等を支援するため、以下の取組を行う。

① 教職大学院との連携協定

教職大学院等の大学との連携協定の締結を進め、関係機関間のネットワークのハブ機能の強化を図る。

② 教職大学院の教員等に対する支援

教職大学院等の大学との連携を推進するため、「独立行政法人改革等に関する基

本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、教職大学院の教職員の研究・交流支援のための場を提供する。

③ 教職大学院の院生等に対する支援

教職大学院の院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。また、教職を志す学生等に対し、学びの機会を提供する。

④ 海外の大学等に対する支援

国際連携ネットワークの構築に取り組み、国際貢献を図りつつ、相互に学び合う機会を創出する。

【重要度：高】

機構が教員の養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点としての使命を果たす上で、機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、学校教育関係職員の研修の充実に関する指導、助言及び援助を行うことは、極めて重要な取組であるため。

【困難度：高】

機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引することは、都道府県教育委員会等における将来の教職員研修の在り方を方向付ける取組であるため。

4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の改革に資する専門的・実践的な調査研究を計画的に行うこととし、集合型研修とオンライン研修のベストミックスに関する調査研究を含め、中期目標期間中に 5 件程度実施する。

教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、機構の研修事業をはじめとした各種の事業との有機的連携を強化するものとする。

特に、養成・採用・研修の一体的改革、研修の高度化・体系化、教職への優秀な人材の確保など、教員政策に寄与するものとする。

調査研究の成果については、機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら調査研究の成果の普及を図るものとする。

【重要度：高】

養成・採用・研修の一体的な改革を進めていく上で、教職員の資質向上に関する様々

なエビデンスを獲得・蓄積し、機構が実施する各種事業の企画・立案への反映や教育委員会等に調査研究の成果を普及していくことは、教職員の資質向上、教職への優秀な人材の確保を図る上で極めて重要であるため。

5. 免許法認定講習等の認定に関する事務（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく免許法認定講習等の認定について、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、本講習の認定に関する事務を確実に遅滞なく実施する。

（令和 4 年の教育職員免許法の一部改正に伴い、免許状更新講習の認定に関する事務は廃止する）

6. 教員資格認定試験の実施に関する事務（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく教員資格認定試験の実施について、教員資格認定試験規程（昭和 48 年文部省令第 17 号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、秘密保持に十分留意した上で、本試験の問題作成を行うとともに、試験実施に関する事務を確実に行う。

IV 業務運営の効率化に関する事項

（1）経費等の縮減・効率化

機構の業務運営に際しては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、業務の見直し、調達等の合理化を進め、中期目標期間中、毎事業年度において、一般管理費については対前年度比 1 %以上、業務経費についても対前年度比 1 %以上の効率化を図る。

なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、経費の削減の一層の推進を図る。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。

（2）間接業務等の共同実施

同閣議決定を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。

（3）予算執行及び業務運営の効率化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成

27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施する。

また、研修のICT化のための環境整備を進めるとともに、内部業務の電子化を進める。

V 財務内容の改善に関する事項

(1) 自己収入の確保

国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、受益者負担の適正化を図るとともに、施設の有効利用促進等により自己収入の確保を図る。

また、自己収入の取扱いにおいては、定期的に各施設の料金を検証するとともに、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

(2) 固定経費の節減

管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。

(3) 財務内容等の透明性の確保

機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

VI その他業務運営に関する重要事項

1. 中長期的視点に立った施設・設備等の整備管理の実施

(1) 施設・設備については、老朽化対策及び研修のICT化のための環境整備等、中長期的視点に立った計画的な整備を推進する。

(2) 従来の集合・宿泊型の研修に加えて、ICT機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修にふさわしい、また、感染防止・衛生管理を含め受講者が安全かつ安心して研修に取り組める環境を実現する施設・設備等の整備を積極的に進める。

(3) 機構の保有する研修施設について、貸出対象の拡充を行い、施設の有効利用促進に取り組む。また、研修事業の在り方を検討し、その確立を図った上で、教職員の受講環境の整備の観点から、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。

(4) 各施設(研修・宿泊・運動)の稼働率等の成果指標については、研修効果の最大化を図る観点から集合・宿泊型研修とオンライン研修の最適な組合せを3年間(令和5年度まで)で検討し確立することとしていることを踏まえ、中期計画において定める。

2. 人事に関する計画

機構に求められる社会的使命を全うし、教員の養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点としての業務を実施するため、組織体制を整備するとともに、その活性化を図ることが重要であることから、デジタル技術を利活用できる人材など、多様な専門的人材を確保・育成するため、関係機関・団体との人材交流を視野に入れた人材確保・育成方針を策定し、その取組を進める。

また、役職員の報酬・給与・退職手当については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参照し、その適正化を図るとともに、給与水準を公表する。

3. 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るため、その体制の整備・運用を推進していくとともに、不斷の見直しを行う。さらに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で、組織及び業務の運営がなされるよう、機構のミッションや理事長の理念を組織内の各層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる取り組みを行う。

また、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、監事監査及び内部監査等により検証するとともに、その結果を業務の改善に反映させる。

4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保

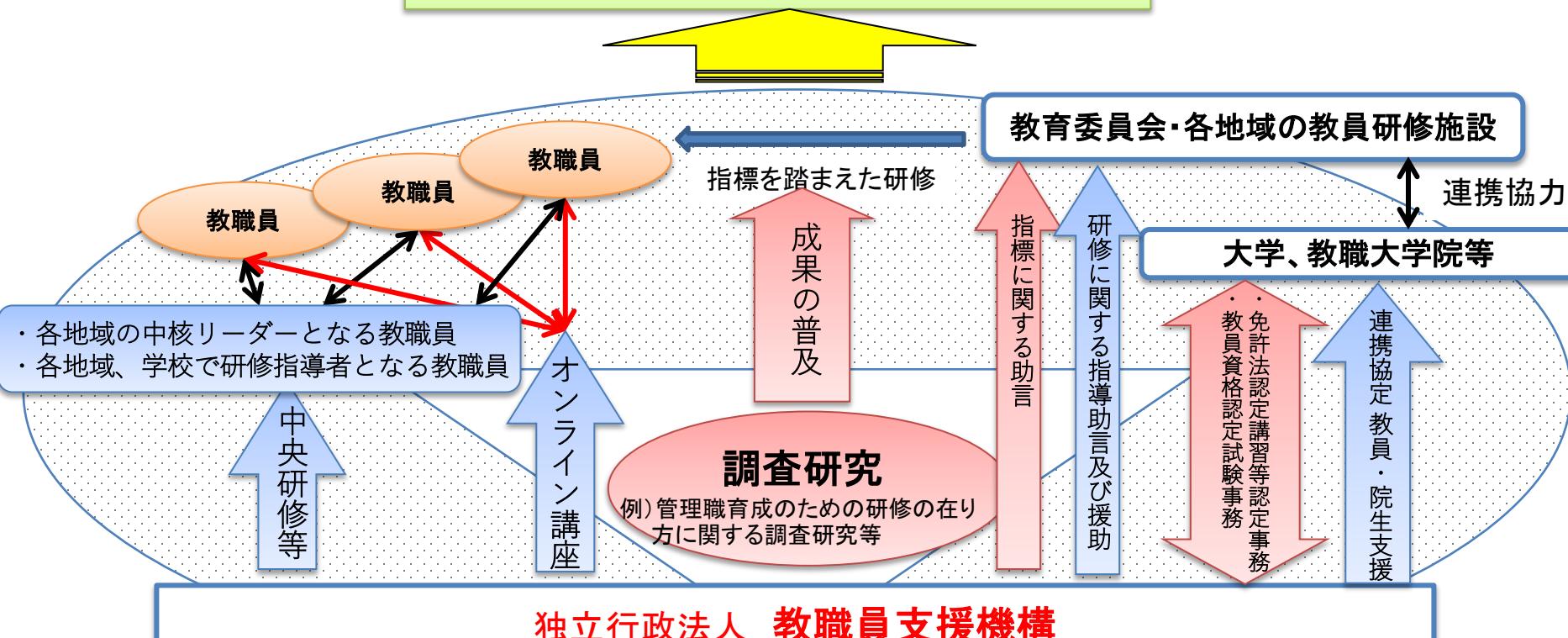
機構全体で、ＩＣＴ環境の整備に努め、機構が主催する研修の充実、受講者の利便性の向上を図るとともに、内部業務の電子化を進める。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成 30 年 7 月 25 日改定）に従って、引き続き、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、外部機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、サイバー攻撃等への対応の強化など必要となる情報セキュリティ対策を講じる。

以上

(独)教職員支援機構に係る政策体系図

—教職員に対する総合的支援を行う全国拠点—

教職員の資質の向上



政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。 施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保

独立行政法人教職員支援機構の使命等と目標との関係

(使命)

学校教育関係職員に対する養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上に寄与。(独立行政法人教職員支援機構法第3条)

(現状・課題)

◆強み

- ・教職大学院等との連携・協働、専門的人材の登用により、研修機関としての専門性、人材面の「強み」が飛躍的に向上。
- ・研修動画(校内研修シリーズ)は、コロナ禍の中で全国の学校で視聴され高い評価。

◆弱み・課題

- ・施設・設備面において、老朽化対策、研修のICT化のための環境整備に課題。

(環境変化)

○「Society5.0」社会を見据え、全ての子供たちの可能性を引出す個別最適な学びと協働的な学びの実現が急務。

○GIGAスクール構想により、学校教育のICT環境の整備が進む中で、教師のICT活用指導力の育成が必要。

○学校の働き方改革の中、研修のICT活用、オンライン研修による研修の質向上と教員負担軽減の両立が課題。

○コロナ禍の中で教職員研修の在り方が問われており、「集合型とオンライン型のベストミックス」の検討が必要。

(中期目標)



- 「集合型研修とオンライン研修とのベストミックス」に向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引。
- 調査研究の成果が教職員の養成・採用・研修の一体的改革、教職への優秀な人材の確保にも資するよう努力。
- 施設・設備について、老朽化対策及び研修のICT化のための環境整備等、中長期的視点に立って計画的に整備。